



金額を第十五号に規定する期  
日に払い込むこととする。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.11}{100} \times \frac{2}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に

係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十一・三一五を乗じた金額（ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額）を控除することができる。

成二十七年五月十五日を支払とし、次の算式により算出しそうの翌営業日に支払う。ただし、支払額を支払う。ただし、支払額が銀行休業日に当たるときは、

する期日について同じ。規定期

次その期平成二十七年五月十五日を支払す

$$\text{額面金額} \times \frac{0.11}{100} \times \frac{2}{365}$$

後第二期利子以

十一初期利子

十二

りい日毎年利子を支払う。前六月間に支払う。その日以後、各支払期におおる利子を支払期とし、各支払期に属す





ることがでまるものとし、その  
買取金額は、次の区分に応じ、そ  
れぞれの算式により算出した

(一) 金額とする。

平成二十七年五月十五日から平成二十七年十一月十五日前までの間の場合

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - ( 利子に相当する金額  $\times \frac{79.685}{100}$  + 経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額 )

(二) 平成二十七年五月十五日前

の額面金額 + 経過利子に相当する金額 - ( 経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額 )